地域活性化等に資する路上イベントに伴う道路占用許可基準

1　趣旨

この許可基準は、路上イベントが２の要件を満たす場合、道路占用許可に当たり弾力的運用を行い、道路管理者として当該路上イベントを支援するとともに、道路管理及び占用等の手続の適正化を図るため定める。

2　要件

(1)　路上イベントの目的

地域の活性化や都市の賑わいの創出の観点から、地方公共団体及び地域住民・団体等が一体となって取り組むものであること。また、当該路上イベントが、地方公共団体が実施するものでない場合又は地方公共団体が協議会等に参加していない場合であっても、地域住民・団体等が一体となって取り組み、かつ、地方公共団体が、地域の活性化等の観点から支援するものであること。

(2) 占用主体

路上イベントに伴う占用は、次のいずれかの者が一括して占用許可申請するものであること。

ア　地方公共団体

イ　地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会等

ウ　地方公共団体が支援する路上イベントの実施主体。この場合、支援する地方公共団体より、支援する理由及び内容並びに当該路上イベントに係わる占用許可に関する意見書を占用許可申請書に添付してあること。

(3)　占用物件

一括占用許可申請する対象物件は、以下のものとする。

ア　のぼり旗、看板、案内板、露店、商品置場、幕、アーチ

イ　テント、パラソル、テーブル、椅子、調理用機材

ウ　ステージ、やぐら、観覧席、音響機材、投光器

エ　電飾、提灯、ランプ

オ　フェンス、バリケード、セーフティーコーン、ロープ、土嚢

カ　上記の物件に類するもの

3　許可基準

(1)　占用場所

ア　道路の構造又は道路交通に著しい支障を及ぼさない場所であること。

イ　歩道に占用物件を設置するときは、原則として２メートル以上の十分な歩行空間が確保されていること。ただし、車道部に交通規制が実施されている場合は、交通規制中の時間に限っては、この限りでない。

ウ　道路の架空に占用物件を設置する場合は、次の基準とする。

(ｱ)　車道を横断して占用物件を設置するときは、占用物件の底部は地上より５メートル以上のクリアランスが確保されていること。

(ｲ)　車道を縦断して占用物件を設置するときは、車道端部の上空とし、占用物件の底部は地上より５メートル以上のクリアランスが確保されていること。

(ｳ)　歩道を横断して占用物件を設置するときは、占用物件底部は地上より３メートル以上のクリアランスが確保されていること。

(ｴ)　歩道を縦断して占用物件を設置するときは、歩道端部の上空とし、車両の出入口区間（歩道切下部）については、占用物件の底部は地上より４．５メートル以上とし、その他の区間にあっては、占用物件の底部は地上より３メートル以上のクリアランスが確保されていること。

(2)　占用物件の構造

道路の構造及び他の占用物件に支障を及ぼさないものであり、かつ、周辺の景観・美観等を妨げないものであること。

4　許可条件

(1)　迂回路や駐車場等の交通案内を行うこと。

(2)　路上イベントに多数の来客が見込まれるときは、十分な駐車場を確保すること。

(3)　路上イベント終了後は、道路の清掃を行い原状回復すること。

附　則

（施行期日）

1　この基準は、平成２３年１月１日から施行する。

（地域活性化等に資する路上イベントに伴う道路占用許可基準の廃止）

2　地域活性化等に資する路上イベントに伴う道路占用許可基準（平成１９年２月２０日施行）は、廃止する。